

児童養護施設等育成費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童養護施設、乳児院及び児童心理治療施設(以下「児童養護施設等」という。)における入所者の処遇の向上及び施設経営の健全化を図るため、児童養護施設等に対し予算の範囲内において助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象経費、助成基準額等)

第2条 助成の対象とする経費、基準額、算出方法等は、別表に掲げるものとする。

(申請書の提出等)

第3条 児童養護施設等育成費助成金の交付を受けようとする者は、児童養護施設等育成費助成金交付申請書(第1号様式)により市長宛て申請するものとする。

第4条 この助成金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 助成事業の内容又は助成事業経費の配分の変更をする場合においては、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) その他、この要綱に定めに従わなければならない。

(変更の承認)

第5条 前条第1号及び第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合には、変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添えて市長に提出しなければならない。

(調査)

第6条 市長が必要と認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、経理等の状況について調査することができる。

(助成金等の変更交付)

第7条 助成金等に変更が生じたときは、児童養護施設等育成費助成金変更交付申請書(第2号様式)を当該年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第8条 この助成金の実績報告は、児童養護施設等育成費助成金実績報告書(第3号様式)に次の書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日までに行わなければならない。この場合において助成金に余剰額が生じたときは、その額を返還するものとする。

- (1) 事業結果報告書
- (2) 収支決算書又は収支を証する書類

(書類の整備等)

第9条 助成金の交付を受けた者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該助成事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第10条 この要綱の規定により市長に提出する書類は、各1部とする。

(届出事項)

第11条 助成金の交付を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもって、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名(法人にあつては名称及び代表者氏名)を変更したとき。

(2) 定員を変更したとき。

(実施細目)

第12条 助成金の額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が発生した段階においてこれらを切り捨てるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、当該助成金について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。(18川健こ家第836号)

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。(19川健こ家第344号)

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。(20川市こ福第216号)

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。(20川市こ福第1375号)

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。(21川市こ福第130号)

附 則

この要綱は、平成22年1月4日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(21川市こ福第1041号)

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。なお、別表及びその附表に定める職員雇用費の市基準小規模グループケア対応職員雇用費及びショートステイ対応職員雇用費に関する規定については、平成23年4月1日から施行するものとする。(22川市こ福第1091号)

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。(25川市こ福第1197号)

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。(26川市こ福第1690号)

附 則

この要綱は、平成28年3月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(27川市こ福第836号)

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。(27川市こ福第1075号)

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。(29川ここ福第131号)

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。(2川ここ福第480号)

別表（第2条関係）

育成費助成金対象経費等一覧

対象経費	助成目的	基準額等
<p>経営調整費</p>	<p>施設経営の健全化を図るため、施設整備借入金返済費等の助成をするための経費</p>	<p>(1) 元金分 当該年度約定返済額（川崎市民間児童福祉施設建設費等補助要綱に定める建設費等補助の補助基準額から補助金額を控除した額の4分の1に当たる分として借り入れた分の返済額に限る。以下同じ）の元金分全額</p> <p>(2) 利子分 ア 独立行政法人福祉医療機構又は川崎市社会福祉協議会から借り入れた資金の場合は、当該年度約定返済額の利子分全額 イ 川崎市に証書貸付実績を有する金融機関から借り入れた資金の場合は、当該年度約定返済額の利子貸付分全額（貸付け実行日の2営業日前の当該金融機関が適用する長期プライムレートに1%を上乗せした利率により算出した当該年度の約定返済額の利子分を上限とする。） ウ その他金融機関から借り入れた資金の場合は、当該年度約定返済額の利子額全額（貸付け実行日の2営業日前の川崎市指定金融機関が適用する長期プライムレートに1%を上乗せした利率により算出した当該年度の約定返済額の利子分を上限とする。）</p>

第1号様式

年度児童養護施設等育成費助成金交付申請書

年 月 日

(宛先)川 崎 市 長

申請者住所

法 人 名

代 表 者

印

令和 年度児童養護施設等育成費助成事業について助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 助成事業の目的及び内容

2 交付申請金額 金 円

3 交付申請金額の算出方法 別紙1のとおり

4 年度歳入歳出予算書抄本(写)

別紙1

助成金交付申請額算出内訳表

1 申請金額内訳

		単 価	人 数	単 位	申請金額	備 考
経営調整費	施設整備借入金元金返済分					
	施設整備借入金利子返済分					
合 計						

第2号様式

年度児童養護施設等育成費助成金変更交付申請書

年 月 日

(宛先)川 崎 市 長

申請者住所

法 人 名

代 表 者

印

年度児童養護施設等育成費助成事業について当初申請額に変更が生じたので、関係書類を添えて申請します。

1 変更交付申請の理由

2 交付申請金額 金 円

3 交付申請金額の算出方法 別紙1のとおり

別紙1

助成金交付申請額算出内訳表

1 申請金額内訳

		単 価	人 数	単 位	申請金額	備 考
経営調整費	施設整備借入金元金返済分	/	/	/		
	施設整備借入金利子返済分	/	/	/		
合 計		/	/	/		

第3号様式

年度第 四半期児童養護施設等育成費助成金実績報告書

年 月 日

(宛先)川 崎 市 長

申請者住所

法 人 名

代 表 者

印

年 月 日付で交付決定を受けた児童養護施設等育成費助成金に
関わる事業の実績を次により報告いたします。

- 1 事業実績 別紙1のとおり
- 2 収支実績 別紙2のとおり

年度第 四半期児童養護施設等育成費助成事業実績表

事業名		区分	助成金受入額	助成対象事業	差引過不足額
			(A)	総支出額 (B)	(A) - (B)
経営調整費	施設整備借入金元金返済分				
	施設整備借入金利子返済分				
合 計					

